

# 子ども・子育て支援新制度シンボルマーク使用要領

平成 29 年 4 月 1 日  
内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室定め

## 1. 趣旨

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、我が国の少子化の急速な進行や子ども・子育てをめぐる厳しい現状に対応し、幼児期の学校教育・保育の充実、地域の子ども・子育て支援の充実等の取組を進めるものです。

新制度のシンボルマーク（以下「マーク」という。）は、新制度を広く国民に浸透させるため、より効果的な広報・啓発を行うことを目的として決めました。この要領は、当該マークの適正使用基準を定めるものです。

## 2. 図柄等

- (1) マークのデザインは、別図のとおりとします。
- (2) マークの実際の使用に当たっては、内閣府が別に定める「[シンボルマーク使用マニュアル](#)」に従ってください。

## 3. 使用の申請及び許可

- (1) マークは、以下に掲げる内容を目的とする事業について、当室が許可した場合に限り、使用することができるものとします。  
新制度の普及啓発に関すること。  
上記に類すると認められること。
- (2) マークの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の名称、連絡先、使用目的、使用期間等を記載した書面（様式自由）及び具体的な使用方法が判る図等を、子ども・子育て支援新制度担当者（以下「担当者」という。）宛てにメール、FAX又は郵送にて申請してください。
- (3) 本要領及びシンボルマーク使用マニュアルに反して使用される又は使用されるおそれがある場合を除き、原則として、マークの使用を許可することとします。（マークの使用に当たって、必要に応じ条件を付けさせていただくことがあります。）
- (4) 担当者は、(2)の書面等の内容を確認の上、受領を確認できた日より1週間を目途に、申請者にメール等にて、マークの使用の許可に関する連絡をします。

## 4. 使用の申請の省略

以下に掲げる者が、上記の目的に沿った使用を行う場合には、3.に関わらず使用の申請手続を省略することができます。

関係府省庁

地方公共団体

内閣府が新制度の普及・啓発のためにマークの使用を要請した団体等

新制度における給付、委託の対象となる事業を行う団体

企業主導型保育事業助成金の助成決定を受けている企業

保護者やその支援者等向けに新制度に関する勉強会等を開催する団体

## 5. マークの表示条件

- (1) マークは、使用許可に係る事業のポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等の広報媒体等に表示することができます。
- (2) マークは、個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとして使用することはできません。

## 6. マークの使用料

マークの使用に係る対価は、徴収しません。

## 7. 使用者の義務

- (1) 使用者は、マークの機能を損なうことのないように努めてください。
- (2) 使用者が、マークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。なお、マークの使用に関するクレーム等に対し、内閣府は一切その責任を負いません。
- (3) 申請内容が変更となる場合には、その変更内容を書面にて担当者宛てに報告してください。(様式自由)

## 8. マークの不正使用の禁止

以下のいずれかに該当する場合は、使用許可を得た場合であってもマークを使用することはできません。

- (1) 第三者に使用させること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること。
- (3) 公序良俗に反するものに使用すること。
- (4) 法令・規則などに違反するものに使用すること。
- (5) 本要領及び[シンボルマーク使用マニュアル](#)に反して使用すること。

## 9. 使用許可の取消し

- (1) マークが、本要領及び[シンボルマーク使用マニュアル](#)に反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは、許可を取り消すこととします。また、使用者が、3.(1)及びの趣旨に反するような行為並びに法令及び公序良俗に反す

る行為を行ったと内閣府が認めた場合は、企業名・団体名などの公表、訴訟等の措置を講ずることとします。

- (2) 許可を取り消された者は、許可取消通知日以降、当該許可に係る一切の使用、配布、掲示、販売及び提供等を行うことを禁止します。
- (3) 許可の取消しにより生じた損害は、当該許可を取り消された者の負担となります。
- (4) 担当者は、必要と認めた場合には、使用者に対し、期限を定めて、マークの使用を終了する旨、指示させていただきますので、当該指示に従ってください。

#### 10 . 本要領の解釈その他の疑義

本要領の解釈及びその他の疑義は、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室参事官が決定します。